

改正

令和4年3月23日教育委員会告示第7号

橿原市立図書館利用者用インターネット端末利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、橿原市立図書館（以下「図書館」という。）の利用者用インターネット端末（以下「端末」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(利用申込み及び利用資格)

第2条 端末を利用しようとする者（以下「申込者」という。）は、備付けの申込用紙に必要事項を記入し、図書館利用カードを提示した上で、図書館に申し込むものとする。

2 端末は、申込者本人が利用するものとする。

(端末の利用)

第3条 申込者は、善良な注意をもって端末を取り扱うものとし、係員の指示に従わなければならない。

2 図書館は、端末の利用について、申込者が次の各号に該当する場合は、端末の利用を制限し、又は利用を禁止することができる。

(1) 公共の場においてふさわしくない情報を閲覧する場合

(2) 端末、ネットワーク上の情報及び機器に危害を加えようとし、又は危害を加えた場合

(3) その他図書館館長が不相当と認めた場合

3 図書館は、申込者に対し、端末を介して国立国会図書館が提供する「デジタル化資料送信サービス」（以下「送信サービス」という。）を利用させることができる。

(端末機能等の制約)

第4条 図書館は、端末で利用できる機能及び端末で申込者が閲覧できる情報について、制約を設けることができる。

2 送信サービスの利用による国立国会図書館が所有する著作物の複製は、図書館が行わなければならない。

(申込受付時間)

第5条 端末の申込受付時間は、図書館の開館日の午前9時30分から閉館の1時間前までとする。

(予約受付)

第6条 端末が利用中の場合は、予約受付とし、申込者に予約券を発行するものとする。

2 端末の予約申込者は、予約券に記載されている日の開始予定時間に予約券を所定の場所へ持参し、利用の手続を行うものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度教育長の承認を得て、図書館館長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則 (令和4年3月23日教委告示第7号)

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。